

可部出張所管内 太田川・根谷川・三篠川 ゴミマップ 【平成28年度実績】

不法投棄は犯罪です！

可部出張所管内における不法投棄の発見回数(右図)は、減少しておりますが、多量の投棄や悪質な物も多く発見されております。

ゴミの不法投棄は、地域の美観が損なわれるだけでなく、わたくし達の生活の源である川の水を汚染する恐れもあります。そういった違法行為に多くの方が悲しんでいます。

引き続き、広島市、警察と連携しながら、積極的に取締りを実施して参ります。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物を投棄した場合、以下の刑に処せられ、又はこれを併科されます。【5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金】

平成28年度 可部出張所管内 不法投棄発見回数集計表



※ このゴミマップは、平成28年度(平成28年4月~平成29年3月)に河川パトロール等により、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。



- ### 凡例
- 一般ゴミ
 - 電化製品
 - 家具
 - 自転車
 - バイク
 - 車
 - 布団・衣類
 - 建設廃材
 - その他

★不法投棄を発見しましたら、最寄りの警察または、国土交通省 太田川河川事務所 可部出張所 TEL 812-2216まで、ご連絡下さい。

注) ゴミ投棄写真は現実のものを掲載しています。また、写真はほんの一部です。